

2010年9月24日

愛知自治体キャラバン実行委員会

代表者 徳田 秋 様

阿久比町長 竹内 啓二

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書について (回答)

【陳情事項】

【1】自治体の基本的あり方について

- ① 憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

回答) 予算の範囲内で充実に努めます。(保険課、住民福祉課)

- ② 各種の臨時交付金などは時限措置でなく、恒久的な制度となるよう国に要望するとともに、国からの交付がなくなっても、市町村独自に施策を継続実施してください。

回答) 国に要望する考えはありません。施策を継続するかどうかは、総合的に判断します。(保険課、住民福祉課)

- ③ 税滞納世帯等への行政サービスの制限は行わないでください。

回答) 行政サービス制限は行いません。(住民福祉課)

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

- ① 低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

回答) 拡充しています。(保険課)

- ② 低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

回答) 訪問介護サービスについて実施しています。(保険課)

- ③ 訪問介護サービスにおける「院内介助制限」など厚労省通知に反するサービス制限をやめ、事業所にその内容を徹底してください。

回答) サービス制限はしていません。(保険課)

- ④ 特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

回答) 施設は知多地域全体で考えています。助成制度を設けることは困難と考えます。(保険課)

- ⑤ 介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

回答) 現状では困難と考えます(保険課)

(2)高齢者福祉施策の充実について

①配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

回答)夕食のみ本人の希望日に実施しています。調理に要する食料費、調理費(加工費)を負担していただき、配達費は補助していますが、それ以上は考えていません。(保険課)

★②消えた高齢者が社会問題になっていますが、高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア.ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

回答)民生委員により安否確認を実施しています。(保険課)

イ.高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。

回答)タクシー券の助成を行っています。また、巡回バスも検討中です。(保険課)

ウ.宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

回答)現状以上の助成金は検討していきます。(保険課)

エ.高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

回答)現状では、計画はありません。(保険課)

★(3)障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

回答)介護度により対象としています。(保険課)

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

回答)個別に送付しています。(保険課)

2.高齢者医療などの充実について

①後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にしてください。少なくとも、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

回答)現時点では考えていません。(保険課)

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

回答)現在まで資格証明書の発行はありません。納付相談を実施し、極力発行しない予定です。(保険課)

③後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

回答)現時点では考えていません。(保険課)

3.子育て支援について

①18歳年度末まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

回答)平成22年7月から中学3年生までの通院を助成しています。18歳については考えていま

せん。(保険課)

②妊産婦健診は、初回の健診も含め、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。

回答)現在、妊婦健診14回、産婦健診1回、乳児健診2回を実施しています。(環境衛生課)

③ 就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。

申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。また、申請手続きに民生委員の証明が必要な市町村はなくしてください。

回答) 本町は児童扶養手当の所得制限を準用しています。申請は、学校と教育委員会の窓口の両方で受け付けています。申請の手続きに民生委員の証明は必要ありません。(学校教育課)

④義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

回答)現行の学校給食法では、施設及び設備に要する経費と運営は設置者の負担、給食費については保護者負担と定められているため、義務教育とは言え、無料の考えはありません。(学校教育課)

4. 国保の改善について

①国民健康保険制度の広域化に反対してください。

回答)愛知県では、平成22年7月から国保広域化等連絡会議で検討を始めています。(保険課)

②保険料(税)について

ア.これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

回答)一般会計の財政を圧迫する恐れがあります。(保険課)

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

回答)税の公平性の観点において、減免は考えていません。(保険課)

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

回答)所得300万円以下、入院(6月以上)により所得が二分の一以下の世帯には減免の定めがあります。(保険課)

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

回答)考えていません。(保険課)

③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

回答)法の定めに基づいて実施しています。(保険課)

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。

回答)法の定めに基づいて実施しています。(保険課)

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

回答)考えていません。(保険課)

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

回答)実施把握に努めます。無保険者については制度の周知に努めます(保険課)

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

回答)法の定めにより対応します。(保険課)

5. 障がい者施策の充実について

①現行の障害者自立支援法の継続にあたっては、以下の事項を早急に具体化するよう国に申し入れてください。なお、国が実施するまでの間、市町村独自に利用料や実費負担を軽減してください。

ア. 自立支援医療を利用する住民税非課税世帯の利用料を無料にしてください。

回答)国の基準どおり利用料の負担をお願いします。(住民福祉課)

イ. 利用者負担の際の収入認定は、障がい者(児)本人(個人単位)としてください。

回答)国の基準どおり認定します。(住民福祉課)

ウ. 移動支援等の地域生活支援事業に対する予算を増額してください。

回答)地域生活支援事業の利用希望者が増加し、必要があれば予算の増額をします。(住民福祉課)

エ. 施設利用者に対する食費・水光熱費の自己負担を撤廃してください。

回答)施設入所者の食事代、光熱水費の一部を補助しています。(住民福祉課)

オ. 実態に合わない障害者程度区分認定の見直しとともに、それを基準としたサービス利用の制限を撤廃してください。

回答)国の基準どおり認定します。(住民福祉課)

②ホームヘルパー増員、生活施設・グループホーム・ケアホームの増設など選択できる基盤整備をすすめてください。

回答)社会福祉法人等が独自で増員、増設し、サービスの提供をすべきだと考えます。(住民福祉課)

6. 健診事業について

①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

回答)がん検診は、集団で延べ年間104回実施しています。肺がん検診は、従来より40歳以上の方に、また、歯周疾患検診は、平成18年度から節目年齢(40・50・60・70歳)の方を対象

に無料で実施しています。基本健診は、20回実施しています。現在健診のみで対応していますが、地区に出向くことにより、健診率の向上と事業費の軽減を図っています。(環境衛生課)

②40歳未満の住民を対象にした健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。
回答)16歳から39歳までの方を対象に従来から無料で実施しています。(環境衛生課)

7. 予防接種について

①ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸ガンワクチン、高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の費用について、助成する制度をつくってください。
回答)任意予防接種のため、現在は助成していません。今後、国・県等の動向をみたいと思います。(環境衛生課)

②上記ワクチンを定期接種とするよう国に働きかけてください。

回答)今後、国・県など関係機関に要望していきたいと思います。(環境衛生課)

8. 生活保護について

①憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。また、生活保護が必要な人には早急に支給してください。
回答)生活保護の相談があった場合、基準に該当するかどうか事前調査し、該当する場合は、県福祉事務所と連携し、適切な支給に努めています。(住民福祉課)

②就労支援や生活指導を個別にていねいにおこなうために、専門職を含む正規職員を増やすください。

回答)人事配置については、現行の体制で対応します。(住民福祉課)

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し安心してくらせる年金制度を確立してください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。
- ②後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどしてください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険への国庫負担を増額してください。
- ③介護保険への国庫負担を増やすべく、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護労働者の待遇を改善し、働き続けられるようにしてください。
- ④18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。
- ⑤消費税の引き上げは行わないでください。
- ⑥国の責任で医師・看護師不足を解消し、地域医療を充実してください。
- ⑦障がい者(児)が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。また、早急に高齢障がい者等に対する介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険を選択できるようにしてください。
- ⑧ヒブ・肺炎球菌・子宮頸がん等の任意の予防接種を定期予防接種としてください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。
- ②後期高齢者医療対象者の医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。
- ③後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。
- ④子どもの医療費助成制度の対象を18歳年度末まで拡大してください。
- ⑤国民健康保険への県の補助金を増額してください。
- ⑥精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。
- ⑦障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。
- ②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。
- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ④後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けてください。

以上